

プレスリリース

平成19年9月28日
農林水産省

伊藤ハムミート販売西株式会社による豚肉の 不適正表示に対する措置について

概要

- 1 伊藤ハムミート販売西株式会社奈良営業所は、鹿児島県産以外の国産豚肉に「鹿児島県産」と表示し、大手スーパーに販売していたことを確認しました。
- 2 このため、本日、伊藤ハムミート販売西株式会社に対し、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示を行いました。

1 経過

(1) 農林水産省近畿農政局が、平成19年8月31日、9月3日、13日、18日及び21日に、伊藤ハムミート販売西株式会社奈良営業所（本社：兵庫県西宮市高畠町4-27。代表取締役社長：中田 豊。以下「伊藤ハムミート」という。）に対し、中間流通業者における表示実施状況調査を実施しました。

(2) その結果、伊藤ハムミートは、

近畿地方の大手食料品総合スーパーから「鹿児島県産」を納入することを条件に、豚肉を販売していたこと

鹿児島県産豚肉が不足する場合、鹿児島県産以外の国産豚肉に「鹿児島県産」と表示し、平成17年12月から平成19年6月までの間、大手スーパーに約13トン販売していたこと

を確認しました。

2 措置

伊藤ハムミートの行為は、生鮮食品品質表示基準第4条第1項第2号に違反する不適正な表示であることから、JAS法第19条の14第1項の規定に基づく指示を行いました。

問い合わせ先：消費・安全局表示・規格課
食品表示・規格監視室
担当者：田中、神谷
電話：03-3502-8111(内82012、82026)
03-6744-2101(夜間)
<http://www.maff.go.jp/www/press/press.html>

近畿農政局でも同様のプレスリリースを行っています。

生鮮食品品質表示基準(平成12年3月31日農林水産省告示第514号)(抜粋)

第1条、第2条 (略)

(表示事項)

第3条 生鮮食品の品質に関し、販売業者(販売業者以外の包装等を行う者が表示する場合には、その者を含む。以下同じ。)が表示すべき事項は、次のとおりとする。ただし、生鮮食品を生産(採取及び採捕を含む。以下同じ。)し、一般消費者に直接販売する場合又は生鮮食品を設備を設けて飲食させる場合はこの限りでない。

(1) 名称

(2) 原産地

2 (略)

(表示の方法)

第4条 前条第1項第1号及び第2号に掲げる事項並びに同条第2項の内容量の表示に際しては、販売業者は、次の各号に規定するところによらなければならない。

(1) 名称

その内容を表す一般的な名称を記載すること。

(2) 原産地

次に定めるところにより事実に即して記載すること。ただし、同じ種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを混合した場合にあっては当該生鮮食品の製品に占める重量の割合の多いものから順に記載し、異なる種類の生鮮食品であって複数の原産地のものを詰め合わせた場合にあっては当該生鮮食品それぞれの名称に併記すること。

ア (略)

イ 畜産物

(ア) 国産品(国内における飼養期間が外国における飼養期間(2以上の外国において飼養された場合には、それぞれの国における飼養期間。以下同じ。)より短い家畜を国内でと畜して生産したものを除く。)にあっては国産である旨を、輸入品(国内における飼養期間が外国における飼養期間より短いか家畜を国内でと畜して生産したものを含む。)にあっては原産国名(2以上の外国において飼養された場合には、飼養期間が最も長い国の国名)を記載すること。ただし、国産品にあっては主たる飼養地が属する都道府県名、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載することができる。この場合においては、国産である旨の記載を省略することができる。

(イ) 国産品に主たる飼養地が属する都道府県と異なる都道府県に属する地名を記載するときは、当該地名のほか、主たる飼養地が属する都道府県、市町村名その他一般に知られている地名を原産地として記載しなければならない。

ウ (略)

(3) (略)

2 前条第1項に規定する事項の表示は、小売販売業者以外の販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所、送り状又は納品書等に、小売販売業者にあっては容器若しくは包装の見やすい箇所又は製品に近接した掲示その他の見やすい場所にしなければならない。

3及び4 (略)

(その他の表示事項及びその表示の方法)

第5条 (略)

(表示禁止事項)

第6条 (略)

(その他生鮮食品の品質に関する表示に係る基準)

第7条 (略)